

北小岩地域でのスーパー堤防構想の撤回を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 111 号 受理年月日 平成 24 年 10 月 16 日

付託年月日 平成 24 年 10 月 26 日

陳情者
.

陳情原文 ご承知のように、北小岩江戸川町会 1 丁目東部地区 (18 班) 住民は区画整理事業の可否を巡って平成 23 年 11 月、東京地方裁判所に提訴しました。

この口頭弁論の中で江戸川区は「区画整理事業はスーパー堤防事業とは別個の事業」と詭弁を弄しました。何故なら江戸川区はこれまで「主要河川でのスーパー堤防と一体となった街づくり (区画整理) 事業を進めている」と主張していたからです。

どうしてこのような矛盾した見解が出てくるのでしょうか。

スーパー堤防構想が発表されて以来、私たち北小岩の住民に納得できる説明は何もないのです。例えば、

- (1) 地球温暖化で東京湾の水位が上昇する。
- (2) 北小岩地域には液状化現象がみられる。
- (3) 今、実施すれば住民税を使わなくて済む。
- (4) 最近では津波対策に有効。

とも説明しています。

およそ実態に伴わない説明ではないでしょうか。昨年 3 月の東日本大震災に際しても液状化現象は見られませんでした。また、北小岩は区内でも最も標高があり小岩事務所東通用門のところで「AP + 3.15 m」となっています。松島 4 丁目公園では「AP - 0.7 m」なのです。

北小岩の堤防は昭和 22 年のカスリン台風でも決壊せず、同 24 年のキティ台風以降、出水はすべて内水氾濫でした。内水氾濫対策が急務なのではないでしょうか。

最近でも河川敷側へ緩傾斜堤防が整備され、頑丈な堤防となったのはご承知のとおりです。構想する 2.2 km に予算は 1,700 億円。今、わが国の債務残高は 1,000 兆円にも達し、仮にスーパー堤防事業が 2 割程度に縮小されたとしても、財政は負担に耐えられるでしょうか。大いに疑問であります。

私たちは、合理的な説明もなく危険を煽るスーパー堤防事業の撤回を求め、地域の実情とはかけ離れたスーパー堤防構想に反対するよう陳情いたします。